

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 8 年度中部総合事務所及び西部総合事務所が採取した食品等の検査及びこれに関する業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添令和 8 年度中部総合事務所及び西部総合事務所が採取した食品等の検査及びこれに関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）の 4 に示す本件業務に係る費用（仕様書 7 において受注者の負担とする費用（事故処理及び損害賠償費用を除く。）を含む。）について、仕様書別紙 1 に示す検査項目（以下「項目」という。）の 1 項目につき 1 検体当たりの単価（税抜。1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「項目ごとの単価」という。）を仕様（入札・見積）内訳書に記載し、項目ごとの予定検体数をそれぞれ乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（様式第 4 号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、仕様（入札・見積）内訳書に記載した項目ごとの単価（税抜）にそれぞれの実績検体数を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を入札書に、項目ごとの単価を仕様（入札・見積）内訳書にそれぞれ記載すること。

また、この調達は仕様（入札・見積）内訳書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定検体数は最低数量を保証するものではなく、また、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 各種調査委託の環境測定・調査

イ 各種調査委託のその他

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条第 1 項の規定により、細菌学的検査のうち汚染指標菌及び病原微生物の検査並びに理化学的検査のうち汚染物質、添加物、器具及び容器包装の検査が実施可能な機関として厚生労働大臣の登録を受けている機関（登録検査機関）であること。

(5) 鳥取県中部総合事務所及び同西部総合事務所から検体受領後 3 時間以内に細菌学的検査に着手できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7211

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年3月6日（金）から同年3月12日（木）までの間にインターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月6日（金）から同年3月12日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午後2時 即時開札。

イ 場所

鳥取県庁第二庁舎6階 第36会議室（鳥取市東町一丁目271）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月12日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の（4）で入札書に記載した金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

ウ 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。